

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当ステーションでは、中国四国厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認によってご利用様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

算定額は以下のとおりです。

・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3 の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること

〈資格情報の提供について〉

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

令和 7 年 7 月 1 日
三原市医師会訪問看護ステーション